

町県民税・所得税等の 申告のお知らせ

申告のご注意!!

次の人は町会場では申告できません。

- 土地、家屋、株式、ゴルフ会員権などの譲渡所得のある人
- 青色申告の人
- 平成25年分以前の申告をする人
- 国外に居住する人を扶養している人
- 山林所得のある人
- 給与所得の特定支出控除を申告する人

申告期間 **2月16日(月)~3月16日(月)**

還付申告の人 2月3日(火)

年金収入のみの人 2月4日(水)、5日(木)、6日(金)、9日(月)

受付時間 午前9時~11時、午後1時~4時(混雑状況により、午前中に受付をしても相談が午後になる場合があります)

相談場所 毛呂山町役場 2階会議室

問合せ 町県民税について/役場税務課町民税課税係 ☎(295) 2112内線195・196
所得税などについて/申告案内コールセンター(申告案内窓口) ☎(235) 9411

◆◆ 町県民税・還付申告の受付日程表 ◆◆

受付日	受付地区など		
	午前(9時~11時)	午後(1時~4時)	
2月 3日(火)	還付申告の人	給与所得者で、医療費控除または住宅借入金等特別控除の対象となるため、所得税の還付申告をする人	
2月4日・5日・6日・9日の受付地区は、大字(町名)です			
2月 4日(水)	年金収入のみの人	大字岩井・下川原、平山、岩井東	大字小田谷・苦林、中央
2月 5日(木)		大字大谷木・前久保、南台	大字西戸・葛貫・毛呂本郷
2月 6日(金)		大字旭台・市場、若山	前久保南
2月 9日(月)		大字川角・長瀬、岩井西	大字阿諏訪・大類・権現堂・宿谷・滝ノ入・西大久保・箕和田、目白台
2月16日以降の受付地区は、行政区です			
2月16日(月)	上町、中町、毛呂病院ケアハウス	下町、金塚、埼玉医大、ジョイム毛呂山	
2月17日(火)	東雲、小田谷、西裏団地	平山、平山ニュータウン	
2月18日(水)	前久保	岡本団地、いわい団地、ゆずの木台	
2月19日(木)	沢田	大師二区、シャルマンコーポ毛呂山自治会	
2月20日(金)	大師一区	長瀬一区、総庭団地	
2月21日(土)	指定日に来られない人		
2月23日(月)	長瀬二区、双葉団地	長瀬三区、第六団地、第九団地	
2月24日(火)	滝ノ入、杉ノ入団地	阿諏訪	
2月25日(水)	大谷木、宿谷、権現堂	葛貫、日生団地	
2月26日(木)	第一団地1区~3区、第四団地	第一団地4A区~5区、第七団地、第十三団地	
2月27日(金)	第二団地1区~3区	第二団地4区~6区、第五団地、西原団地	
2月28日(土)	指定日に来られない人		
3月 2日(月)	第三団地	毛呂山台	
3月 3日(火)	角木団地	学園台、日化団地、旭台団地(北・南)	
3月 4日(水)	川角、玉林寺	むさし野自治会、谷端団地	
3月 5日(木)	西大久保	旭台、旭台(大)、大類、苦林	
3月 6日(金)	下川原	西戸、東原団地	
3月 9日(月)	市場、新南台自治会	箕和田、目白台自治会	
3月10日(火)	指定日に来られない人		
3月11日(水)			
3月12日(木)			
3月13日(金)			
3月16日(月)			

申告はできるだけ指定日に

今年も町県民税・所得税等の申告受付が、2月16日(月)から3月16日(月)までの期間に行われます。役場での申告受付は前ページのとおりにです。

申告期限間近になりますと、会場は大変混み合います。やむを得ない場合を除き、できるだけ指定日に申告するよう、ご協力をお願いします。

※役場または税務署から申告書が届いた人は、必ずその申告書をご持参ください。

平日以外の申告受付日

平日以外の申告受付日を設けましたので、ご利用ください。

- 毛呂山町役場／2月21日(出) 2月28日(出)
- 川越税務署／2月22日(日)・3月1日(日)

町県民税の申告

●申告が必要な人

平成27年1月1日現在、毛呂山町に住んでおり、次の①～③に該当する人など

- ①商業、工業、農業などの事業を営んでいる人や、地代・家賃・利子・配当などの所得があった人

※上場株式等の譲渡所得や配当所得など確定申告を要しない所得を確定申告した場合、国民健康保険税算定の対象となります。

- ②給与所得者で、勤務先から給与支払報告書が町に提出されていない人
- ③所得のない人(申告書裏面の「9 所得が無かった人の記載欄」を必ず記入してください)

※国民健康保険に加入している場合は、16歳以上のすべての人の申告が必要です。詳しくは、7ページをご覧ください。

※税務署へ所得税等の確定申告書を出した人は、町県民税の申告は必要ありません。

所得税等の申告

●申告が必要な人

給与を1か所から受けている人で、給与以外の所得金額が20万円を超える人

- ・給与を2か所以上から受けている人で、年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ・平成26年中の給与などの収入金額が2千万円を超える人

※事業所得などがある人の申告は、できるだけ税務署をご利用ください。

申告に必要なもの

- ①所得のわかる書類
- ・給与所得や年金所得のある人は、原則として平成26年分の源泉徴収票(原本)
- ・事業をしている人は、収支内訳書(事前に帳簿や領収書から、売上や必要経費を整理計算して収支内訳書を作成してください)
- ②生命保険・地震保険・国民年金の控除証明書、国民健康保険などの領収書
- ③印鑑
- ④申告者本人名義の預金口座番号のわかるもの

還付申告

給与や年金から所得税等を源泉徴収されている人は、次に該当すれば還付申告ができます。

●医療費控除

本人、または生計を一にする配偶者やそのほかの親族のために、平成26年中に支払った医療費の合計金額から、健康保険などで補てんされた金額を差し引き、さらに総所得金額等の5%

(10万円が上限)を差し引いた残額が、控除の対象になります。申告に必要なもの

- ①平成26年分の源泉徴収票(原本)
- ②平成26年中の医療費の領収書
- ③印鑑
- ④申告者本人名義の預金口座番号のわかるもの

●住宅借入金等特別控除
住宅ローンを利用して、自己の居住のために住宅を取得、または増改築などをした人で、一定の要件にあてはまる場合に対象になります。なお、税制改正により平成21年から平成29年までの間に入居した場合、所得税から住宅借入金等特別控除額を引ききれなかった人は、住民税(所得割)から控除できるようになりました。

●平成11年から平成18年までに入居した場合、国から地方への税源移譲にともない、所得税から住宅借入金等特別控除額を引ききれなかった人は、住民税所得割)から控除できる経過措置があります。年末調整を済ませた給与所得者は、住民税の申告が不要になりました。

●雑損控除
雪害、火災や盗難などで損害を受けた場合に対象になります。

●寄附金税額控除

国や地方公共団体などに2千円を超える寄附をした場合に対象になります。

ご存知ですか？

『給与支払報告書』の提出をお忘れなく
専従者や従業員を雇用している事業主は、従業員などの住所地の市町村に、平成26年分の給与支払報告書を2月2日(月)までに提出していただくことになっています。この報告書の提出がないと、専従者や従業員は、町県民税の申告をしなければなりません。

●譲渡所得・山林所得の申告は税務署で受け付けます
平成26年中に土地・建物・山林・株式などを譲渡や交換した人は申告をしなければなりません。この申告は、税務署で行いますので、日程に従って申告をしてください。また、青色申告の人は税務署で申告をしてください。

●雑損控除
雪害、火災や盗難などで損害を受けた場合に対象になります。

川越税務署からの お知らせ

問合せ 申告案内コールセンター
(申告案内窓口)
☎(235)9411
※自動音声応答に従い「0」番を
選択してください

所得税等の 確定申告はお早めに!

平成26年分の申告期間および
納付期限などは、次のとおりで
す。できるだけお早めにお済ま
せください。

申告書などの作成は、便利な国
税庁ホームページをご活用くだ
さい。作成した申告書などはフ
リッターで印刷し、添付書類と
ともに、そのまま郵送などで税
務署に提出することができます。
確定申告は、「自分で正しく計
算し、期限内に申告・納税する」
という制度です。ご協力をお願
いします。

●所得税等の確定申告

申告期間／2月16日(月)～3月
16日(月)まで

納付期限／3月16日(月)

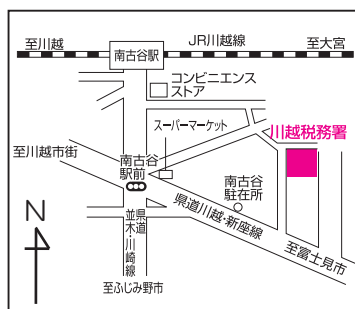
●消費税・地方消費税の確定申告

申告期限・納付期限／3月31
日(火)まで

●贈与税の申告

申告期間／2月2日(月)～3月
16日(月)まで
納付期限／3月16日(月)

川越税務署地図



※申告書の作成には、時間を要
しますので午後4時ごろまでに
お越しください。なお、会場の
混雑状況により、受付を早めに
締め切ることがあります。

※川越税務署の駐車場は狭いた
めたいへん混雑します。お車で
の来署はご遠慮ください。川越
税務署は、「JR南古谷駅」から
徒歩約7分です。

※2月22日(日)、3月1日(日)に限
り、川越税務署会場のみ確定申
告の相談・申告書の休日受付を
行います。また作成済の申告書
などは、必要書類とともに、郵
送または税務署の「時間外文書
収受箱」に投函することにより

提出できます。

●申告書の送付先

〒350-0866川越市大字
並木452-2川越税務署
※控の返送を希望する場合は、
返信用封筒(自己宛名明記のう
え、切手貼付済のもの)を同封
してください。

所得税等の確定申告は さらに使いやすくなった e-Taxで!!

e-Tax(国税電子申告・
納税システム)は、申告や、法
定調書の提出、納税証明書の交
付請求などについて、インター
ネットを通じて手続きを行える
ものです。納税についても、ダ
イレクト納付やインターネット
バンキングを利用して行うこと
ができます。また、国税庁ホー
ムページの「確定申告書等作成
コーナー」から直接電子申告が
でき、確定申告書などの各種用
紙がダウンロードできます。

e-Taxを利用して所得税
等の確定申告書を提出すると、
次のようなメリットがあります。
・源泉徴収票などはその記載内
容を入力して送信することに
より、提出または提示を省略
できます(申告期限から5年
間は、提出または提示を求め

られることがあります)。

・還付金の早期処理を行います。
詳しい情報はe-Taxホーム
ページ(☎ <http://www.e-tax.ri.go.jp>)をご覧ください。

口座振替をご利用ください

●納税
指定の預貯金口座から自動的
に納税されるので、期限に遅れ
る心配がなく「安全・便利・確
実」です。
手続きは、「口座振替依頼書」
に所定の事項を記入し、税務署
または指定の金融機関に提出す
るだけです。

●振替納付日

所得税／4月20日(月)
消費税／4月23日(木)

●還付申告

還付申告をする人は、本人名
義の預金口座への振込みによる
還付金の受取りが大変便利です。
ぜひご利用ください。

手続きは、申告の際、銀行な
どの金融機関名、預金の種類と
口座番号を申告書に記入するだ
けです。

※銀行などの統廃合があった場
合は、支店名・口座番号などの
変更の有無を確認してください。
また、住所や姓が変わった場合
は、金融機関窓口で変更手続き

をお願いいたします。

東上パールビル(地下1階) での還付申告受付

期間 2月12日(木)～3月5日(木)
午前9時～11時(相談開始時
間は午前9時30分から)、午
後1時～3時(土・日・祝日
を除く)

※混雑時には、受付時間内でも
受付を終了させていただく場合
があります。

場所 東上パールビル地下1階
(川越駅西口徒歩1分)

※東上パールビルには駐車場が
ありません。

対象 公的年金等に係る雑損所

得のみの人で医療費控除や社
会保険料控除を受ける人、給
与所得者で医療費控除の申告
をする人、給与所得者で平成
26年中に退職をしたなど年末
調整がお済みでない人

※当会場は、関東信越税理士会
川越支部の協力により開催しま
す。

※源泉徴収税額のない人には、
還付する金額は生じません。

※住宅借入金等特別控除など、
右記以外の内容の人は、税務署
にお越しください。